

新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

沖縄市民小劇場あしびなー（令和 2 年 7 月 8 日版）

令和 3 年 11 月 1 日一部改訂及び別紙1追加

感染拡大防止のための指標

沖縄市民小劇場あしびなーを利用するすべての方を対象に、新型コロナウイルス感染症から健康と安全を守ることを目的に、ガイドラインを作成する。

最も重点を置く指標として、3密（① 密閉 ② 密集 ③ 密接）を避けることを挙げる。

ガイドラインの内容は、様々な状況や要因を鑑みて適宜更新されます。

① 密閉（換気対策）

劇場は、閉鎖空間で換気が悪いとの一般的認識があると存じますが、各種法令にて、厳しい基準のもとに建設され運営されております。

興行場法 床面積 1 m²あたり 1 時間に 75 m³（75,000 リットル）以上の換気能力を備え、清浄な外気を常時給気又は排気できる機能があること。

ビル衛生管理法 2 ヶ月以内に 1 回必ず建築物管理衛生基準に基づいた空気環境測定項目を必要な国家資格者が測定を行うこと。

当劇場の空調機は、運転中に機械で確実に外気を常時導入し、客席内の空気を排出しております（第 1 種換気設備）。また、お客様の頭上の高く広い空間へ強めに風を送り、座席下から空気を吸い込んでおり、飛沫が空間内で長時間滞留しないように設計されております。

沖縄市民小劇場あしびなーでは、空調機の換気量を優先する設定を更に行い（冷房効果は、弱くなります）、お客様の入館前より運転、退館後も運転を行うことで、可能な限り施設内部の汚染空気の浄化と排除に努めます。

② 密集（密閉対策）

客席の定員を、これまでの半分以下に抑え、座席間を 1 席から 2 席前後空ける事で、密集しないように努めます。

※ただし、【別紙 1】の基準に該当する場合は、100%収容可能である。

③ 密接（間近での会話や発声の制限）

座席は人と人が対面しておらず、横並びになっております。座席間に空席を設けマスク着用と消毒を徹底し、お客様同士の会話を慎むようお願いすることで、飛沫感染及び接触感染を防ぐことに努めます。

※すべての参加者を対象に、マスク着用・消毒・定員厳守の適切な実行管理を行うことを利用申請許可条件とします。

1. 基本チェックリスト（劇場職員対象）

- 劇場職員の就業前の体温測定
- 劇場職員の手指消毒の徹底
- 劇場職員のマスクの着用
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- 入館前より空調機等を運転し、換気
- 入場者に対するマスク着用お願いの周知
- 事前打ち合わせで決定した対策実行状況の確認と指導

2. 基本的な感染拡大予防策

（1）入場時の感染対策と要件

①密にならないための対策（マスク着用を大前提とする）

- ・チケット・受付窓口の行列では、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促し、人が密集しないよう工夫すること。
- ・オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を活用し、窓口での接触時間短縮および現金取扱いを減らすことを推奨すること。
- ・マスク着用で口の動きが見えなくても、聴覚障がい者とコミュニケーションが円滑に進むように筆談ボードや指差しボード等を用意するなど配慮すること。
- ・スタッフとお客様の接触を減らすため、入場時の確認後にお客様ご自身にチケットをもぎっていただきBOXに入れてもらうなど、チケットのもぎり簡略化を行う。
- ・入場で密にならないように、一度にお客様全員を案内せず、開場から開演までの時間に余裕をもたせること。
- ・複合施設であるため、劇場入口前の構造や経路を確認し、入場者間または入場者与其他施設利用者の接触を極力減らすように誘導や受付方法を事前に良く検討すること。
- ・劇場内が混雑しないよう、一公演につき客席定員の半分以下の来場者数で制限を実施すること。
- ・ホワイエなどにて、お客様の出迎えやお見送りは、混雑を招くため見合わせること。

②入館の参加要件

マスク着用（鼻までしっかり覆う）と手指消毒を徹底したうえにて、以下の症状がない方は入場参加要件を満たすものとする。また、事前に周知を行うこと。

- ・発熱（体温 37.4℃以下）や風邪の症状がない方
- ・過去 14 日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等がない方
- ・過去 14 日間以内に濃厚接触者として保健所より判断されていない方
- ・過去 14 日間以内に濃厚接触者との接触がない方
- ・過去 14 日間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がない方

③感染および疑いが発生した場合に備えた対策

- ・すべての参加者の確実な連絡先を把握できるシステム導入（名簿作成等）を主催者にて講じること。ただし、収集した情報の提供について事前に周知すること。
- ・把握した情報の保存期間は 1 ヶ月とし、その後速やかに廃棄すること。
- ・収集した個人情報は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に使用し、個人情報保護法を遵守のうえ取り扱うこと。
- ・国の機関等からの情報提供の要請があった場合には、協力要請に応じること。
- ・情報の提供を求められた際には必ず相手の身元確認を行い、情報提供を行うこと。

④その他

- ・入場時の体温測定のため、専任スタッフ（当日までの 14 日間上記②の参加要件を必ず満たし、主催者が確認した者）を設けて、非接触型体温計など直接接触が無いような方法を用いて体温測定の実施をすること。
- ・測定時の感染リスクを避けるため、フェイスシールドの使用なども検討すること。

(2) 対人距離の確保

①接触感染対策

- ・受付などに透明ビニールカーテンを設置すること。
- ・席は間隔をあけて工夫し前後左右の間隔も可能な限り広くすること。
- ・終演後の劇場内での懇親会や談笑は、ご遠慮いただくこと。
- ・握手やハグ（抱擁）など身体を接触する挨拶は行わないこと。
- ・観客の楽屋への出入りは禁止とし、出演者への差し入れはご遠慮いただくこと。

②飛沫感染対策

- ・すべての来館者が滞在中マスク着用するように管理し、マスクを着用していない者がいる場合は、事前に用意し配布すること。
- ・受付カウンターなどで席が対面となる場合、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・楽屋を利用する関係者の人数を極力絞り、間隔を空けるようにする。
- ・公演中のお客様からの声援や掛け声を控えていただき、拍手や手拍子などの代替案を検討し、公演開始前に場内アナウンス等にて周知すること。

④ 接触・飛沫感染の共通対策

- ・一公演につき客席内の座席定員（親子席を除く）は、別紙1に基づくこと。
- ・親子席の利用は主催者が管理を行い、乳幼児を同伴する一家族のみとすること。
- ・感染リスクを検討し、高齢者の来客が多く見込まれる場合などにおいては、ガイドライン定員にとらわれずに、更に入場者数を絞るなど柔軟に対応すること。
- ・座席の配置は、劇場が示す座席配置図の規定を基本として、変更がある場合は事前に相談し、承認を得ること。
- ・定員制限厳守のため、来場者数が定員を超えても入場定員を超えることは認めない。
トラブルにならないように主催者は、チケットの販売方法等を工夫すること。
- ・座席は1席から2席前後をあけて着席すること。
- ・着座可能な座席の配置が分かるように、着座不可の座席にその旨を表示し、座席の移動についても禁止にすること。

(3) 施設の換気対策

- ・空気調和機は適切に維持管理し、換気量を多くすることを優先した設定を行うこと。
- ・換気量優先設定により冷房効果が弱まるため、イベント開催時期や天候などの状況によって、早めの冷房運転を推奨すること。
- ・関係者入館前より空気調和機・換気設備を稼働し、雨天時以外は、楽屋の窓を開放し、可能な限り換気量を多くするように努めること。

(4) 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・建物内での消毒等を目的とする空間噴霧は、一切禁止とします。
- ・消毒液は、薬物への過敏症や、アレルギーがある方へ配慮してご使用ください。
- ・アレルギー等にて消毒液の使用が厳しい場合は、係員が手洗い場まで同行し、入念な手洗いをお願いし確認すること。
- ・消毒液は、主催者にて事前に準備し、厚生労働省が示すものを基準に選定し使用すること。
- ・手指の消毒に使用するものは、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」（「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの）に限ります。
- ・モノへの消毒に次亜塩素ナトリウムを使用する場合、特に取扱いに注意すること。
金属への使用は、腐食の可能性があり禁止とします。
- ・複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行うこと。
- ・舞台関連設備や機器・備品の消毒は、事前に劇場へ確認し承諾を得ること。
- ・公演後の劇場内消毒は、主催者にて実施すること。1日2回以上の公演については、毎回終演後に実施し、次の公演の開場までに消毒を済ませること。

(5) 劇場内での飲食における感染対策

- ・従来からの客席飲食に加えてホワイエでの食事も禁止とする。ただし、関係者の飲食においては、ソーシャルディスタンスの確保を目的とする場合、楽屋以外の飲食場所として許可する（入場客がホワイエ内にいる場合は除く）。
 - ・大皿（オードブル等）や、お菓子受けなどで共用する形式の食事を禁止する。
 - ・パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行い、参加者の間隔（1m、できれば2m）を空け、向かい合わせにならない、極力会話をしないなどの十分な対策を行った場合のみ楽屋（条件付きでホワイエも）での飲食を許可する。
 - ・ウォーターサーバーの設置は、禁止とする。
 - ・ホワイエに設置している冷水器のご使用は、禁止とする。
- 水分補給が必要な方は、予めご自身でご持参いただくか、ホワイエ内の自動販売機をご利用ください。

(6) その他基本的な感染拡大予防策

- ・主催者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応するための人員を事前に確保し、受付・ホワイエ・客席などの要所に適時に配置すること。
- ・ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示する。
- ・唾液等が付着するゴミは、ビニール袋に入れて密閉した上でゴミ袋に入れる。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
- ・ドアノブへの接触回数を減らすため、開場・休憩・終演など出入りが多く予想される直前にドアを開放すること

3. 舞台上や舞台裏での感染症対策

(1) 入念な事前打ち合わせ

- ・劇場との打ち合わせの事前に、沖縄市民小劇場あしびなーが発行する「新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を確認の上にて、関係者間で対策方法などの協議を済ませておくこと。

- ・全ての関係者は、劇場のガイドラインを理解し遵守すること。
- ・ガイドラインの運用方法については、イベント種別および内容に応じて適切となるように劇場と協議すること。
- ・感染対策責任者を明確にし、舞台と客席にそれぞれ配置すること。
- ・新型コロナウイルス感染症を要因とするやむを得ない事由により本ガイドラインおよび打合せ内容の変更の必要が生じた場合、了承し応じること。

例：市内にてクラスター発生があり、定員を減少する

(2) 飛沫感染対策

- ・舞台上に立つ人が正対しない、横並びにするなど配置方法も検討すること。
- ・舞台上の演出で、舞台より客席に向けての送風や、物理的に拡散させる機能を有する機器の使用は禁止する。
- ・舞台演出でスモークマシンを使用する際に、スモークを送るために送風機を客席に向けることも禁止とする。
- ・飛沫が拡散するような行為は、一切禁止する。

例：飲食芸（口から水や食べ物を噴き出す、パイ投げなど） ゴムパッチン芸

- ・舞台上から客席にモノが飛散するような行為は、一切禁止する。
- ・舞台仕込み・準備中は、マスク着用すること。
- ・リハーサル中や本番中は、マスク着用するよう努めること。
- ・マスクの着用により熱中症リスクが高くなるため、主催者はこれまで以上に舞台上の人の健康に留意し、こまめに休息をとらせ水分を補給させることや、冷房を早い段階で入れるなどの対策を行い管理すること。
- ・舞台上もマスク着用を基本とするが、以下の場合はこの限りではない。

※ただし、要件2.(1)②を必ず満たした上に、十分な対策を講じて劇場の事前承認を得た場合。

①激しい運動や、着ぐるみを着るなどの熱中症リスクが高い場合。

②表現のため、マスク着用で表情が見えない（演劇等）など弊害が生じる場合。

③管楽器の演奏などマスク着用が不可能である場合。

上記①～③などを理由にマスク不着用である断りを事前周知し、公演当日に表示及び開演開始前にアナウンスすること。

(3) 接触感染対策

- ・劇場利用時間内においては、出演者と入場客の直接接触を極力避けること。
- ・舞台上から客席に降りてお客様へ近づいたりしないこと。

ただし、出演者同士のソーシャルディスタンスを確保する目的などにおいては、事前に劇場と協議の上にて許可を得た場合には、客席前列を控え場所として利用可能とする。

例：学校の吹奏楽発表会にて生徒を密集させない目的にて楽屋と客席へ分散

- ・舞台からお客様にモノを渡したり、モノを飛ばしたりしないこと。
- ・公演中にお客様が舞台に駆け寄り、花束やモノを直接渡す、投げ入れる事を禁止し、事前に周知や表示・アナウンス等の対策を講じること。

(4) 舞台上で隣り合う人同士間と舞台上の人と客席間の距離確保

- ・舞台出演者とお客様との距離は、最低3 m以上確保し十分にとること。
- ・客席と正対し大きな発声を伴う場合は、5 m以上の距離と対策を講じること。
- ・客席よりサーキュレーターを舞台上に向けて送風し、飛沫が客席に届かないようにするなどの方法を検討し、個別に十分な対策を講じること。
- ・舞台出演者は、出演者間の距離を十分に確保出来るように努めること。

(5) その他

- ・舞台裏・楽屋内においても、しっかり接触感染症対策を行い、実行すること。